

川崎市公報

毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (第21号) 903
- ◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第22号) 903
- ◇川崎市市税条例の一部を改正する条例 (第23号) 904
- ◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第24号) 905
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第25号) 905
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 (第26号) 905
- ◇川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例 (第27号) 907
- ◇川崎市特別工業地区建築条例の一部を改正する条例 (第28号) 909
- ◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第29号) 909
- ◇川崎市住宅基本条例の一部を改正する条例 (第30号) 934
- ◇川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例 (第31号) 934
- 規 則
- ◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第58号) 934
- ◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則 (第59号) 934
- ◇川崎市建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (第60号) 935
- ◇川崎市使用済自動車の再資源化等に

- 関する法律施行細則 (第61号) 936
- ◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (第62号) 939
- ◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則 (第63号) 939
- ◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (第64号) 942
- ◇川崎市福祉のまちづくり条例施行規則及び川崎市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則 (第65号) 942
- ◇川崎市エネルギーの使用の合理化に関する法律第25条第6項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則 (第66号) 942
- ◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第67号) 943
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第68号) 943
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (第69号) 944
- ◇川崎市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則 (第70号) 945
- 告 示
- ◇電線共同溝を整備すべき道路の指定 (第318号) 945
- ◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第319号) 946
- ◇結核予防法による指定医療機関の指定 (第320号) 948
- ◇川崎市下作延中央保育園の指定管理者の指定 (第321号) 948
- ◇自転車等放置禁止区域の指定 (第322号) 948
- ◇自転車等放置禁止区域の名称変更 (第323号) 949
- ◇専決処分した予算の公表について

条
則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月28日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第67号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

川崎駅西口自転車等第2 駐車場	川崎市幸区大宮町6番19
--------------------	--------------

を

川崎駅西口自転車等第2 駐車場	川崎市幸区大宮町6番19
川崎駅西口自転車等第3 駐車場	川崎市幸区堀川町72番19

に、

武蔵溝口駅北口自転車等 第1駐車場	川崎市高津区溝口 1丁目4番1号
----------------------	---------------------

を

武蔵溝口駅北口自転車等 第1駐車場	川崎市高津区溝口 1丁目4番1号
武蔵溝ノ口駅南口駅前自 転車等駐車場	川崎市高津区溝口 320番2ほか
武蔵溝ノ口駅南口自転車 等第1駐車場	川崎市高津区溝口 2丁目1番3号
武蔵溝ノ口駅南口自転車 等第2駐車場	川崎市高津区下作延 181番4ほか
武蔵溝ノ口駅南口自転車 等第3駐車場	川崎市高津区溝口 2丁目3番14号ほか

に、

中野島駅自転車等第7駐 車場	川崎市多摩区中野島 6丁目1,164番先
稲田堤駅自転車等第1駐 車場	川崎市多摩区菅1丁目 2,885番4ほか

を

稲田堤駅自転車等第1駐 車場	川崎市多摩区菅1丁目 2,885番4ほか
-------------------	-------------------------

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に定期利用の利用区分により納付された武蔵溝口駅北口自転車等第1駐車場に係る整理に要する費用であって、当該定期利用の期限が施行日以後であるものについては、武蔵溝ノ口駅北口自転車等第1駐車場に係る整理に要する費用として納付されたものとみなす。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市規則第68号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第33条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

第70条第1項第1号ア(ア)中「並びに第23号及び第24号」を「、第23号から第25号まで及び第27号」に、「次条」を「第71条」に改め、同号イ中「次条」を「第71条」に改め、同項第2号中「次条」を「第71条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(土壌調査等の結果に係る公表)

第70条の2 条例第81条の2の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号又は第2号に掲げる調査の結果により、次条に規定する土壌汚染に関する基準に適合しない土壌の存在が明らかになった年月日
- (2) 前号の調査の対象地の所在地
- (3) 第1号の調査の対象地の概況
- (4) 土壌の汚染状態
- (5) 第1号の調査の請負人又は請負契約によらないで自ら当該調査を行った者の氏名又は名称
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 条例第81条の2の規定による公表は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を、川崎市環境局その他市長が必要と認める場所に備え置くことにより行うものとする。

第74条第2項第4号中「、水質の汚濁」の次に「(水底の底質の汚染を含む。)」を、「定める水質の汚濁」の次に「(水底の底質の汚染を含む。)」を加える。

別表第15中

カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	乾土1キログラムにつきカドミウムとして9ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	

を

カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム

に、

鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	乾土1キログラムにつき鉛として600ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	乾土1キログラムにつき砒素として50ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	乾土1キログラムにつき水銀として3ミリグラム

を

鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム

に、

セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	
ダイオキシン類		乾土1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

を

セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌1キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

をに改め、備考1を削り、同表備考2中「備考3」を「2」に改め、同表備考2を同表備考1とし、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4第1号中「カドミウム及びその化合物」の次に「シアン化合物」を、「鉛及びその化合物」の次に「六価クロム化合物」を、「水銀化合物」の次に「セレン及びその化合物、ほう素及

びその化合物、ふっ素及びその化合物」を加え、「市長が別に定める方法」を「土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）に基づく土壌含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）」に改め、同表備考4を同表備考3とし、同表備考5を同表備考4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は同年7月1日から、第70条第1項第1号ア(ア)の改正規定（「並びに第23号及び第24号」を「第23号から第25号まで及び第27号」に改める部分に限る。）及び第74条第2項第4号の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則別表第15の規定は、この規則の施行の日以後に行われる調査について適用し、同日前に行われた調査については、なお従前の例による。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第69号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成16年6月30日」を「平成19年6月30日」に改める。

附則別表中

ほう素及びその化合物	電子部品製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として25ミリグラム
	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として70ミリグラム
	温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム

を

ほう素及びその化合物	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	1リットルにつきほう素として50ミリグラム
	温泉を利用する事業所	1リットルにつきほう素として500ミリグラム

に、